

物価高対応子育て応援手当について

令和7年11月21日に閣議決定された、国の「強い経済」を実現する総合経済対策において、児童手当支給対象児童に対し、「物価高対応子育て応援手当」を支給する方針が決定されました。

新冠町では現在、本手当の支給に向け準備を進めており、詳細な支給方法等については2に基づき、随時お知らせする予定です。

1 事業内容

○支給対象者

- 1 当町における児童手当受給者（令和7年9月30日時点）
- 2 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の保護者のうち生計を維持する程度の高い者

○支給対象児童

- 1 令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童については10月分）の児童手当支給対象児童
- 2 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童

○支給額

対象児童1人に2万円

2 今後の支給方法等の周知

- 1 新冠町（町民生活課）の児童手当支給対象者には、今月27日に案内文書を発送する予定です。
- 2 公務員の児童手当支給対象者には、今月27日にホームページに事業内容を掲載する予定ですのでご覧ください。（2月26日の町政事務委託文書においても周知する計画です。）

3 本件に関するお問い合わせ先

新冠町役場 町民生活課町民生活G社会係 47-2112（直通）